

平成30年度分 扶養控除申告書の記入について

※要確認※

平成30年度から、控除を受けられる配偶者の所得金額が変わります！

平成30年度分 給与と所得者の扶養控除等（異動）申告書

① 氏名欄への捺印

② 源泉控除対象配偶者情報 ※配偶者の所得が85万円以下の場合は名前・所得を記入下さい

③ その他 ※所得が38万円以下の方が対象です 所得金額を必ずご記入下さい

以下ご参照の上で、平成30年1月1日時点での状況についてご記入ください。

【30年度の扶養控除申告書にはあらかじめ扶養者等の情報は印字しておりませんのでご記入をお願いいたします】
※マイナンバー情報の記入は不要です

～裏面（平成29年度 扶養控除申告書の記入例）を参考に記入下さい～

- ①氏名欄への捺印 □【世帯主の氏名】は空白→ご自身で記入
- ③その他

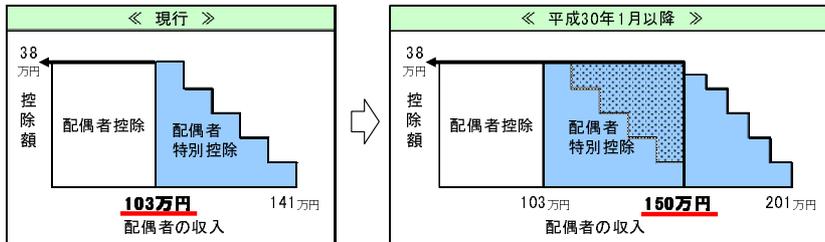
情報の印字はしておりませんので記入下さい
所得金額は0円であっても漏れなく記入下さい

～※要確認※～

- ②源泉控除対象配偶者

情報の印字はしておりませんので記入下さい
平成30年度より、申請用紙・配偶者の記入基準が変更となっていますのでご注意下さい

＜変更内容＞



源泉控除対象配偶者欄に記入できる配偶者の条件は、年間所得が85万円（給与収入 150万円）以下の方となります
現時点で配偶者を扶養に入れていない場合であっても、来年度の年間所得見積額が対象額で収まる場合はご記入下さい

＜平成29年の年末調整で扶養に入れている場合＞

現在扶養に入れている配偶者情報に相違が無いかご確認頂いた上で、情報と平成30年の所得見積額をご記入下さい

＜源泉控除対象配偶者として、新たに配偶者名を追記した場合＞

下記書類をご準備の上、ご提出下さい

□ 扶養変更届

※マイナンバーについては、扶養変更届の提出後に追ってご連絡いたします